

歯及び口腔の健康づくり推進条例(案) パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和7年9月9日（火）～令和7年10月9日（木）
(31日間)
- 2 資料配布場所 寒川町役場本庁舎2階情報公開コーナー、役場本庁舎2階健康づくり課、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 1名
※意見の応募対象者であるか不明である方 0名
意見総数 5件（内訳別記）
- 4 内訳別意見件数

意見の内容	意見数	該当条文
条例改正についての感想	2	第5条 第7条（2）
災害時の歯科保健についての意見	1	第7条（11）
条例の文言についての提案	2	第7条（3） 第7条（9）
合計	5	

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
寒川町役場本庁舎2階情報公開コーナー、役場本庁舎2階健康づくり課、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター
また、町ホームページでも閲覧することができます。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：寒川町健康福祉部 健康づくり課 健康づくり担当
電話 0467(74)1111 内線 731 FAX 0467(74)9141
E-mail kenkou@town.samukawa.kanagawa.jp

意見の趣旨と町の考え方

意見者番号	意見番号	案中の該当箇所	意見の内容	町の考え方	原案変更の有無
1	1	第5条	<p>健康について考えた時、病気にならない、予防しよう！と考えますが、一般的に歯や口腔について後回しになります。しかし、健康でいるために歯や口腔も重要な要素を持つため、より具体的な計画、施策、啓発、推進につながる条例の見直しは良かったと思います。</p> <p>今回の変更点について、感想並びに検討していただきたい事を記載いたします。</p> <p>第5条 歯科医療等業務従事者の責務 幼児のむし歯については減少傾向にありますが、逆に重症化のお子さんも見られ二極化しています。多数歯むし歯の場合、歯磨きも十分できていないことがあります。汚れ、多数歯むし歯も虐待の一つです。健診などの機会において早期発見し、指導・改善へと導くためにも、明記することでより歯科従事者への協力を図れると思います。</p>	<p>虐待の早期発見について、歯科健診等は重要な機会となります。町民の歯及び口腔の健康を阻害するおそれのある社会的要因を、歯科医療等業務従事者と連携し、早期発見につなげてまいります。</p>	無
1	2	第7条（2）	<p>(2) 人生100年時代と言われていますが、平均寿命ではなく健康寿命の延伸が重要です。私たちの身体は口から摂取する様々な栄養によって作られています。健康な身体で、美味しいものを口からいただけることは幸せなことです。長い人生を最後まで楽しむためには、お口の健康の維持がとても重要であることから、歯の疾患のみならず、口腔機能にも着目したオーラルフレイル予防について追加された条文は素晴らしいです。今後の推進・啓発にも期待します。</p>	<p>オーラルフレイル予防は、健康寿命の延伸において大変重要であることから、町としても取組を行っているところです。</p>	無

意見の趣旨と町の考え方

意見者番号	意見番号	案中の該当箇所	意見の内容	町の考え方	原案変更有無
1	3	第7条(9)	<p>(9) 歯科医療等業務従事者並びに保健、医療、教育及び社会福祉関係者並びに事業者との連携体制の構築及び歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に係る普及啓発に関すること。</p> <p>県条例のように、一步踏み込んだ文言により強い印象になります。「～普及啓発を行うこと。」など、実施していくことが伝わる条文ご検討ください。</p>	ご提案のとおり、「～普及啓発を行うこと。」といたします。	有
1	4	第7条 (11)	<p>(11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔の健康づくりに関する対策を推進すること。</p> <p>寒川町の防災計画等を読ませていただきました。歯科に関しては、遺体確認など歯科医師会との連携については明記されていたかと思いますが、災害時歯科保健についての詳細は防災計画からは分かりませんでした。神奈川県の歯科条例の見直しで防災について追記されており、同様の条文かと思いますが、県では災害時歯科保健マニュアルも作成されています。災害時は茅ヶ崎市（寒川町）保健所からの指示もあるかとは思いますが、寒川町として条例に追加するにあたり、災害時の歯科保健について詳細なマニュアルを作成するなど今後予定されての追加なのか、大いに期待しております。</p>	現在、歯科保健についての詳細なマニュアルはございません。しかし、寒川町の防災計画等は随時更新しているものでありますので、より良い計画の作成に向け、適宜歯科医師会と連携を図ってまいります。	無

意見の趣旨と町の考え方

意見者番号	意見番号	案中の該当箇所	意見の内容	町の考え方	原案変更の有無
1	5	第7条 (3)	<p>★今回の変更・見直しではありませんが、身体の健診を受診される方は多いですが、やはり歯・口腔については衰えも気づきにくく、健診の受診率も低いです。</p> <p>そのため、重症化して治療になるため時間・費用もかかっている現状だと思います。</p> <p>(3) 定期的に歯科検診を受けること、必要に応じて歯科保健指導を受けること及びかかりつけ歯科医を持つことの促進に関するこ</p> <p>どの世代も歯・口腔には関心をもっていただきたいので、乳幼児期から高齢期までを明記したらどうでしょうか。ライフステージすべての方に関わる条例であることを示していただきたいと思いました。</p>	<p>歯及び口腔の健康はすべての世代で重要と考えております。</p> <p>町の「第2次さむかわ元気プラン後期」におけるライフステージに従い「幼年期から高年期までのすべての世代で」を追記いたします。</p>	有